

予防事務審査基準 II

旭川市消防本部

平成26年3月4日 運用開始
令和5年1月1日 一部改訂
令和6年9月1日 一部改訂

目 次

第3章 消防用設備等の技術基準

第1節 総 論

- 第1 着工届・設置届等の添付図書等
- 第2 消防用設備等の工事区分・軽微な工事の範囲
- 第3 届出等の様式

第2節 各 論

- 第1 消火器
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第6－2 新ガス系消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第12 ガス漏れ火災警報設備
- 第13 漏電火災警報器
- 第14 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第15 非常警報設備
- 第16 避難器具
- 第17 誘導灯及び誘導標識
- 第18 消防用水
- 第19 排煙設備
- 第20 連結散水設備
- 第21 連結送水管
- 第22 非常コンセント設備
- 第23 無線通信補助設備
- 第24 非常電源
- 第25 総合操作盤

用語例

- 1 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 条例とは、旭川市火災予防条例（昭和 48 年条例第 41 号）をいう。
- 5 条則とは、旭川市火災予防規則（昭和 56 年規則第 29 号）をいう。
- 6 告示とは、消防庁告示をいう。
- 7 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 8 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 9 JIS とは、日本産業規格をいう。
- 10 耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定するものをいう。
- 11 準耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定するものをいう。
- 12 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- 14 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- 15 防火設備とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ及び第 61 条に規定するものをいう。
- 16 特定防火設備とは、建基政令第 112 条に規定するものをいう。
- 17 防火戸とは、防火設備である防火戸又は特定防火設備である防火戸をいう。
- 18 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- 19 準不燃材料とは、建基政令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- 20 難燃材料とは、建基政令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- 21 認定品とは、省令第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

◆ ～ 行政指導事項

消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び寒冷地の特性あるいは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上することを目的として定めた指導事項を指す。